

消防車両等売払業務仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、堺市消防局（以下「当局」という。）が令和7年度に実施する消防車両等売払業務について定める。
- (2) 契約にあたっては、本仕様書を十分に検討し、疑義ある場合は当局係員に質し、その内容を納得のうえ契約するものとし、契約後に於ける疑義は、全て当局の解釈に従うものとする。

2 売払車両等及び引渡予定日

番号	車両名	車番	変速機	走行距離	引渡予定
1	救助工作車	堺 800 は 75	MT	91,104km	令和8年3月
2	大型化学自動車	堺 800 は 16	MT	20,540km	令和8年3月
3	楽器搬送車	堺 100 さ 146	AT	19,686km	令和8年3月
4	高規格救急自動車(堺)	堺 800 さ 2285	AT	187,802km	令和8年3月
5	高規格救急自動車(東)	堺 800 さ 3044	AT	200,721km	令和8年3月
6	高規格救急自動車(局)	堺 830 さ 1703	AT	204,332km	令和8年3月
7	高規格救急自動車(高石)	和泉 800 せ 674	AT	249,994km	令和8年3月
8	査察車(東)	堺 800 さ 650	AT	27,958km	令和8年3月
9	小型動力ポンプ 2台				令和8年3月

* 走行距離は令和7年11月30日時点の距離を記載

3 車両等引渡場所

- (1) 救助工作車：堺市総合防災センター（堺市美原区阿弥129番地4）
- (2) 大型化学自動車：堺市西消防署臨海分署（堺市西区浜寺諏訪森町西3丁303番地3）
- (3) 楽器搬送車：堺市消防局（堺市堺区大浜南町3丁2番5号）
- (4) 高規格救急車（堺）：堺市堺消防署（堺市堺区出島浜通1番1号）
- (5) 高規格救急車（東）：堺市東消防署（堺市東区日置荘原寺町138番地5）
- (6) 高規格救急車（高石）：堺市高石消防署（高石市西取石1丁目27番23号）
- (7) 高規格救急車（局）：堺市消防局（堺市堺区大浜南町3丁2番5号）
- (8) 査察車（東）：堺市東消防署（堺市東区日置荘原寺町138番地5）

- (9) 小型動力ポンプ：①堺市高石消防署（高石市西取石1丁目27番23号）
②堺市美原消防署（堺市美原区黒山6番地1）

4 車両等の引渡し及び引取期限

- (1) 車両等の引渡しは、内訳明細書に基づく売払い代金入金確認後、当局より連絡を行う。
(2) 引取期限は、当局が車両の引き渡しを連絡した日から7日以内とする。

5 注意事項

- (1) 本売払契約に関しては、堺市契約規則その他関係法令を順守し、本仕様書を確認すること。
- (2) 車両及び積載資機材一式を売り払うものとする。
- (3) 落札者は、別紙内訳明細書を契約日までに提出すること。
- (4) 自動車検査証、車両前後左右の写真にて確認すること。なお、引き渡し時にアルミ収納ボックスや資器材等を取り外している場合がある。
- (5) 車両の運搬費用、重量税還付申請費用等の諸費用は、受注者の負担とする。
- (6) 売払車両については、道路運送車両法第15条に定められている「永久抹消登録」を行うこと。
また、装着されている赤色警光灯、サイレン、消防章等の特殊装備は、受注者にて取り外して破碎処理すること。
- (7) 契約後の異議は一切認めない。
- (8) 車両の引取りについては、当局担当者と日程調整を行い、必ず担当者立会いのもとで引取りを行うこと。
- (9) 車両引取り時間は、平日の午前9時30分から正午、午後1時から午後5時までとする。
- (10) 車両移動中に生じた事故等については、受注者の責任とする。
- (11) 引渡場所での解体は一切認めない。
- (12) 売払車両を不法投棄又は不法焼却しないこと。
- (13) 売却した車両の解体処理が完全に終了するまで、盗難防止、その他管理には十分留意すること。
- (14) シュレッダーダスト、エアバック類、フロン類については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき適正に処理を行うこと。
- (15) 車両引き渡し後から解体完了までの期間は90日以内とする。
- (16) 解体状況について、当局担当者が解体現場での確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (17) 解体状況を確認するため、車両ごとに解体前、解体中、解体後の写真を提出すること。
- (18) 解体後は、速やかに重量税還付申請を行い、自動車リサイクルシステムによる移

動報告状況確認及び解体報告記録日の記載された関係書類等（使用済自動車処理状況、永久抹消登録／解体届出手続き完了のおしらせ、登録事項等証明書、自動車重量税還付申請書付表1等）を当局あて提出すること。

内訳明細書

車両名	車番	金額
救助工作車	堺 800 は 75	円
大型化学自動車	堺 800 は 16	円
楽器搬送車	堺 100 さ 146	円
高規格救急自動車（堺）	堺 800 さ 2285	円
高規格救急自動車（東）	堺 800 さ 3044	円
高規格救急自動車（局）	堺 830 さ 1703	円
高規格救急自動車（高石）	和泉 800 せ 674	円
査察車（東）	堺 800 さ 650	円
小型動力ポンプ 2台		円
小 計		円
消費税等相当額		円
合 計		円

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を委任先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、委任先等並びに受注者及び委任先等の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「委任先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該委任先等との委任契約等の解除を求めることができる。

2. 委任契約等の締結について

受注者は、委任先等との委任契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる委任先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び委任先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、委任先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該委任先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は委任先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。